公告第 198 号

郡山市更生園再整備事業アドバイザリー業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和6年6月19日

郡山市長 品川 萬里

- 第1 公募型プロポーザルに付する事項
 - 1 業務名 郡山市更生園再整備事業アドバイザリー業務委託
 - 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
 - 3 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
 - 4 提案上限金額 ¥23,715,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

なお、本業務は2年間にわたる複数年契約であり、提案上限価格の内訳については、 次のとおりである。

年度	上限価格
令和6年度	12,418,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
令和7年度	11,297,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

第2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす企業又は共同企業体とする。ただ し、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- 1 単独企業に関する要件
- (1) 過去5年間(平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間)に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づく事業(以下「PFI」という。)に関するPFIアドバイザリー業務に関連する業務又はその他本業務に類似する業務を完了した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成13年4月24日制定)、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定)及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 役員等 (プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)が郡山市暴力団排除条例 (平成24年郡山市条例第46号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- 2 共同企業体の要件
- (1) 自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- (2) 代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は発注者に対して全ての責任を負うものとする。
- (3) 前項第1号の要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。
- (4) 前項第2号から第6号までの要件については、共同企業体の全ての構成企業が満たしていること。
- 第3 郡山市更生園再整備事業アドバイザリー業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイト>PPP 官民連携ポータル>PPP・PFI>PPP/PFI 関連事業情報(募集・選定等) https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/109055.html

第4 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市保健福祉部障がい福祉課 電話 024-924-2381

メールアドレス shougaifukushi@city.koriyama.lg.jp

- 第5 参加意思表明書、企画提案書及び添付書類の提出
 - 1 参加意思表明書の提出
 - (1) 提出期限 令和6年7月10日(水) 午後5時15分まで
 - (2) 提出場所 郡山市役所本庁舎1階 郡山市保健福祉部障がい福祉課
 - (3) 提出方法 持参又は電子メールによる。電子メールの場合は、本市から到達の確認メールを送信する。 (郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日に受信した場合は、最も早い開庁日に確認メールを送信する。)
 - 2 企画提案書の提出
 - (1) 提出期限 令和6年7月22日(月) 午後5時15分まで
 - (2) 提出場所 郡山市役所本庁舎1階 郡山市保健福祉部障がい福祉課
 - (3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、提出期限内の消印でなければ受け付けない。

第6 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 郡山市更生園再整備事業アドバイザリー業務委託企画提案審査会設置要綱(令和6年6月18日制定)に基づき設置する審査会(以下「審査会」という。)において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。なお、提出書類に虚偽の記載があった場合、実施要領に示した企画提案等の作成及び提出に関する条件に違反した場合、審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合、参考見積書の金額が提案上限金額を超過した場合、失格とする。
- 2 審査結果については、次の内容を提案参加者全員に書面で通知するとともに、郡山市ウェブサイトに公表する。なお、郡山市ウェブサイトにおいては、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 契約候補者名及び次順位者名
- (3) 各参加者の評価点
- (4) 審査の経過及び審査委員

第7 契約条件

1 提出された企画提案書等について審査会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、第2参加資格要件第1項第2号から第6号までに該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 支払いについては、2年間にわたる複数年契約であるため、支払いの請求時期は、次のとおりと する。

年度	支払請求期限
令和6年度	令和7年3月31日
令和7年度	令和8年3月31日

第8 その他

- 1 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 2 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 3 提出された書類は返却しない。
- 4 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 その他必要な事項は、郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号)及び実施要領による。